

社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に
関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

社団法人滋賀県造林公社が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第45条に基づき、一般社団法人へ移行したことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法人の名称を一般社団法人滋賀県造林公社に改めることとします。（題名、第1条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例新旧対照表

旧	新
<p><u>社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県が社団法人滋賀県造林公社（昭和40年4月1日に社団法人滋賀県造林公社という名称で設立された法人をいう。以下「造林公社」という。）の債務（旧財団法人びわ湖造林公社の債務を含む。）の一部を引き受けたことに伴い、造林公社の経営状況が県財政に多大な影響を与えることに鑑み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項において準用する同条第1項および第2項ならびに同法第243条の3第2項に定めるもののほか、県が造林公社に対する特別な関与を行うことにより、造林公社の健全な経営を確保し、もって県財政の健全化および県が造林公社とともに実現しようとする行政目的の効果的な達成に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p><u>一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県が一般社団法人滋賀県造林公社（昭和40年4月1日に社団法人滋賀県造林公社という名称で設立された法人をいう。以下「造林公社」という。）の債務（旧財団法人びわ湖造林公社の債務を含む。）の一部を引き受けたことに伴い、造林公社の経営状況が県財政に多大な影響を与えることに鑑み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項において準用する同条第1項および第2項ならびに同法第243条の3第2項に定めるもののほか、県が造林公社に対する特別な関与を行うことにより、造林公社の健全な経営を確保し、もって県財政の健全化および県が造林公社とともに実現しようとする行政目的の効果的な達成に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条以下 省略</p>